

「『全国学力・学習状況調査』の個票データ等の貸与に係るガイドライン」  
改定の内容

文部科学省総合教育政策局調査企画課学力調査室

改定のポイント	新ガイドライン (個票データ編)	新ガイドライン (匿名データ編)	現ガイドライン
①利用目的の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学術研究振興、施策推進</li> <li>※高等教育振興は引き続き利用目的とはしない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学術研究振興、施策推進</li> <li>・高等教育振興（<b>教員の指導の下で実施する</b>データ分析等に係る教育（ゼミ、卒業論文作成指導等））</li> </ul>	<p>(参照) 第3の1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学術研究振興、施策推進、</li> <li>・【匿名データのみ】高等教育振興（データ分析等に係る教育）</li> </ul>
②中間生成物について新たに定義	<p>中間生成物を「貸与した個票データを加工又は集計することにより作成されたもののうち、公表物以外の全ての生成物」と定義</p>	<p>中間生成物を「貸与した匿名データを加工又は集計することにより作成されたもののうち、公表物以外の全ての生成物」と定義</p>	<p>(規定なし)</p>
③適正管理義務の明確化及び中間生成物の取扱いについて整理	<p>「第3 基本原則」の構成</p> <p>(1) 適正管理義務</p> <p>(2) 利用期間</p> <p>(3) 利用者に対して行う措置</p> <p>(4) 利用者が個票データを利用する際の措置</p> <p>(5) 個票データを用いた研究等の全部又は一部を外部委託する場合の措置</p> <p>※利用者の適正管理義務を、基本原則として明確化。</p> <p>(1) 適正管理義務</p> <p>利用者は次に定める措置を適切に講じ、個票データを適正に管理する義務が課される。</p> <p>①適正管理措置の内容</p> <p>(i) 組織的管理措置</p> <p>(ii) 人的管理措置</p> <p>(iii) 物理的管理措置</p> <p>(iv) 技術的管理措置</p> <p>※組織的管理措置を求めるのは、利用場所が所在する機関のみであることを明示する。</p> <p>※審査基準としては「上記の内容を満たすこと」を規定。</p>	<p>「第3 基本原則」の構成</p> <p>(1) 適正管理義務</p> <p>(2) 利用期間</p> <p>(3) 利用者に対して行う措置</p> <p>(4) 利用者が個票データを利用する際の措置</p> <p>(5) 個票データを用いた研究等の全部又は一部を外部委託する場合の措置</p> <p>※利用者の適正管理義務を、基本原則として明確化。</p> <p>(1) 適正管理義務</p> <p>利用者は次に定める措置を適切に講じ、匿名データを適正に管理する義務が課される。</p> <p>①適正管理措置の内容</p> <p>(i) 人的管理措置</p> <p>(ii) 物理的管理措置</p> <p>(iii) 技術的管理措置</p> <p>※匿名データについては組織的管理措置は求めない。</p> <p>※審査基準としては「上記の内容を満たすこと」を規定。</p>	<p>【第3 基本原則】個票データ等の貸与に際しての秘密保護及び適正管理の確保</p> <p>(参照) 第3の2</p> <p>(1) 利用者に対して行う措置</p> <p>(2) 利用者が個票データ等を利用する際の措置</p> <p>(3) 個票データ等を用いた研究等の全部又は一部を外部委託する場合の措置</p> <p>【第4 個表データ等の貸与】 (利用期間等について規定)</p> <p>【第6の2 審査基準】利用場所及び適正管理措置</p> <p>(参照) 第6の2(4)</p> <p>①組織的管理措置</p> <p>②人的管理措置</p> <p>③物理的管理措置</p> <p>④技術的管理措置</p> <p>※適正管理措置については、審査基準にのみ規定あり。</p>

改定のポイント	新ガイドライン (個票データ編)	新ガイドライン (匿名データ編)	現ガイドライン
<p>③適正管理義務の明確化及び中間生成物の取扱いについて整理</p>	<p>②中間生成物の取扱い 中間生成物についても①と同等に適正管理措置をとることが求められる。ただし、以下のことを満たす中間生成物（以下「特定中間生成物」という。）については、利用者間でオンラインを介して受渡すことを可とする。その場合、パスワードの設定など情報漏えいを防ぐためのセキュアな受渡し方法やルール等を定めた運用管理規定を定めることを求める。</p> <p>(i) 設置管理者ごと、学校ごと又は児童生徒ごとの個票データ（設置者コード、設置者名、学校コード、学校名をすべてを削除したものも含む）形式のファイルでないこと</p> <p>(ii) 集計及び分析結果のうち設置管理者、学校又は個人が第三者に識別される可能性がないこと（図表も含む）</p> <p>(iii) 個人、学校、設置管理者又は特定の地域や対象範囲が特定される可能性がないこと（図表も含む）</p> <p>運用管理規定は申出者が作成し、特定中間生成物の持ち出しや受渡しに関する方針や管理方法を具体的に定めるなど、情報漏えい防止のための適切な措置を講ずることを求める。</p>	<p>②中間生成物の取扱い 中間生成物についても①と同等に適正管理措置をとることが求められる。ただし、以下のことを満たす中間生成物（以下「特定中間生成物」という。）については、利用者間でオンラインを介して受渡すことを可とする。その場合、あらかじめ運用管理規定を定めることを求める。</p> <p>(i) 学校ごと又は児童生徒ごとの単位といった、集計していない形式のファイルでないこと</p> <p>運用管理規定は申出者が作成し、特定中間生成物の持ち出しや受渡しに関する方針や管理方法を具体的に定めるなど、情報漏えい防止のための適切な措置を講ずることを求める。</p>	<p>物理的管理措置 (参照) 第6の2(4)③ (i) 個票データの利用、保管及び管理場所が、申出書に記載された日本国内の施錠可能な物理的な場所に限定されていること。 ただし、やむを得ず、利用者間で最小限の範囲で中間生成物等の受渡しを行う場合には、運用管理規程においてその持ち出しに関する方針や管理方法を定めるなど、情報漏えい防止のための適切な措置を講ずること。</p>

改定のポイント	新ガイドライン (個票データ編)	新ガイドライン (匿名データ編)	現ガイドライン
<p>③適正管理義務の明確化及び中間生成物の取扱いについて整理</p>	<p>※文部科学省において、運用管理規定のひな型や作成要領等を作成することにより、具体的な記載内容や留意点を示す。          ※物理的管理措置で規定していた中間生成物の受渡しについて、中間生成物の取り扱いの項で規定</p> <p>③特定中間生成物のみを扱う利用者に関する例外          特定中間生成物のみを扱う利用者については、新第3の1(1)(i)組織的管理措置をとることができない場合であっても、利用を認めることがある。</p>	<p>※文部科学省において、運用管理規定のひな型や作成要領等を作成することにより、具体的な記載内容や留意点を示す。          ※物理的管理措置で規定していた中間生成物の受渡しについて、中間生成物の取り扱いの項で規定</p>	
<p>④複数回複写の禁止について、適正管理義務の中で整理</p>	<p>【第3 基本原則】個票データの貸与に際しての秘密保護及び適正管理の確保          (1) 適正管理義務              (iv) 技術的管理措置          貸与された個票データについて、別の記憶装置に複写・保存する行為は1回に限定し、当該記憶装置上の保存・複製ファイルが消去されない限り、別の記憶装置への複写・保存は原則として認めない。</p> <p>※複数回複写の禁止について、技術管理措置で規定。</p>	<p>【第3 基本原則】個票データの貸与に際しての秘密保護及び適正管理の確保          (1) 適正管理義務              (iii) 技術的管理措置          貸与された匿名データについて、別の記憶装置に複写・保存する行為は1回に限定し、当該記憶装置上の保存・複製ファイルが消去されない限り、別の記憶装置への複写・保存は原則として認めない。</p> <p>※複数回複写の禁止について、技術管理措置で規定。</p>	<p>【第5 利用申出手続】複数回複写の禁止          (参照) 第5の3(3)</p> <p>貸与された個票データについて、別の記憶装置に複写・保存する行為は1回に限定し、当該記憶装置上の保存・複製ファイルが消去されない限り、別の記憶装置への複写・保存は原則として認めない。</p> <p>※利用申出手続の中で、複数回複写を禁止していた。</p>

改定のポイント	新ガイドライン (個票データ編)	新ガイドライン (匿名データ編)	現ガイドライン
⑤利用期間の見直し	<p>・目的に関わらず2年を上限(延長不可) ※延長を希望する場合は再度利用申請</p>	<p>・目的に関わらず2年を上限(延長不可) ※延長を希望する場合は再度利用申請</p>	<p>個票データの貸与(第4) 学術研究振興・高等教育振興</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1年を上限</li> <li>・1回1年を上限として延長可 施策推進</li> <li>・2年を上限</li> <li>・1回1年を上限として延長可</li> </ul>
⑥申出者の範囲の見直し	<p>申出者の範囲</p> <p>(1)学術研究振興を目的として利用する場合の申出者の範囲 次のいずれかの機関に所属する研究者(当該機関において専ら研究に従事する者をいう。)に限る。<b>ただし、大学院生を除く。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①公的機関</li> <li>②独立行政法人</li> <li>③地方独立行政法人</li> <li>④大学等</li> <li>⑤大学共同利用機関</li> <li>⑥科学研究費補助金取扱規程により研究機関とみなされる機関</li> </ul> <p>(2)施策推進を目的として利用する場合の申出者の範囲 <b>公的機関に所属する者に限定せず、(1)の学術研究振興を目的として利用する場合の申出者の範囲と同じとする。</b></p>	<p>申出者の範囲</p> <p>(1)学術研究振興を目的として利用する場合の申出者の範囲 次のいずれかの機関に所属する研究者(当該機関において専ら研究に従事する者をいう。) <b>及び大学院生</b>に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①公的機関</li> <li>②独立行政法人</li> <li>③地方独立行政法人</li> <li>④大学等</li> <li>⑤大学共同利用機関</li> <li>⑥科学研究費補助金取扱規程により研究機関とみなされる機関</li> </ul> <p>(2)施策推進を目的として利用する場合の申出者の範囲 <b>公的機関に所属する者に限定せず、(1)の学術研究振興を目的として利用する場合の申出者の範囲と同じとする。</b></p> <p>(3)高等教育振興 (変更なし)</p>	<p>申出者の範囲 (参照)第5の4</p> <p>(1)学術研究振興を目的として利用する場合の申出者の範囲 次のいずれかの機関に所属する研究者(当該機関において専ら研究に従事する者をいう。)に限る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①公的機関</li> <li>②独立行政法人</li> <li>③地方独立行政法人</li> <li>④大学等</li> <li>⑤大学共同利用機関</li> <li>⑥科学研究費補助金取扱規程により研究機関とみなされる機関</li> </ul> <p>(2)施策推進を目的として利用する場合の申出者の範囲 公的機関に所属する常勤の役員又は職員に限る</p> <p>(3)高等教育振興を目的として利用する場合の申出者の範囲 大学等の教員であって、当該高等教育振興に係る授業科目等に責任を有する者(以下「教育責任者」という。)に限る</p>

改定のポイント	新ガイドライン (個票データ編)	新ガイドライン (匿名データ編)	現ガイドライン
⑦利用者の範囲を新たに明記	個票データの申出者となりうる者及び大学院生。学部生を利用者に含めることは不可。	匿名データの申出者となりうる者及び学部生。	(規定なし)
⑧過去の実績の求める基準の変更	過去の実績 申出内容が、 <b>利用者の過去の研究等の実績、人的体制</b> を勘案して実行可能であること <b>※所属機関の実績等は求めない。</b>	過去の実績 申出内容が、 <b>利用者の過去の研究等の実績、人的体制</b> を勘案して実行可能であること <b>※所属機関の実績等は求めない。</b>	過去の実績 (参照) 第6の2(3) 申出内容が、利用者の過去の研究等の実績並びに <b>所属機関の過去の研究等の実績及び人的体制</b> を勘案して、実行可能であること
⑨高等教育振興における成果の公表の変更	申出者による研究成果等の公表 (変更なし)	申出者による研究成果等の公表  (1) 学術研究振興、施策推進 (変更なし)  (2) 高等教育振興 <b>成果については、文部科学省への報告を求める。</b>  <b>※高等教育振興においては成果の公表は求めないが、その成果を文部科学省に報告することとする。なお、WEBサイト上での公開を含め、公表する場合には、事前に文部科学省に報告する。</b>	申出者による研究成果等の公表 (参照) 第11 申出者は、個票データ等を利用して行った研究等又は高等教育振興の成果を申出書に記載した公表時期、方法に基づき、公表するものとする。 公表に当たっては、事前に公表を予定する当該研究等又は高等教育振興の成果について任意の様式で文部科学省へ報告する。